

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和4年7月4日（月） 14時00分から 16時00分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 特別会議室
出 席 者	会 長：本多 重夫 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：高橋 泰代 委員、森井 規仁 委員、渡辺 信久 委員
欠 席 者	-
案 件 名	<p>【案件】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定基準について</p> <p>(4) プレゼンテーションの実施方法について</p> <p>(5) その他</p>
提出された資料等の名 称	<p>資料1 諮問書（写し）</p> <p>資料2 委員名簿</p> <p>資料3 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料4 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者募集要項（案）</p> <p>資料5 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）管理運營業務基本仕様書（案）</p> <p>資料6 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定基準（案）</p> <p>資料7 第2回枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定委員会の進行について</p> <p>資料8 枚方市立火葬場条例</p> <p>資料9 枚方市立火葬場条例施行規則</p> <p>資料10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定（抜粋）／枚方市情報公開条例（抜粋）</p> <p>資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例</p> <p>資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則</p> <p>資料13 地方自治法（抜粋・第244条の2）</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長に本多委員を、副会長に服部委員を選任する。 ・会議は非公開とし、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開する。また、委員会への提出資料は本委員会の答申後に公開する。 ・枚方市立火葬場指定管理者募集要項（案）に記載されている、提出書類に係る枚数制限について、事務局で内容を精査した上で、各委員の確認後、確定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市立火葬場管理運営業務基本仕様書（案）について原案のまま確定することを確認した。 ・枚方市立火葬場指定管理者選定基準（案）の一部修正について、事務局で内容を精査した上で、各委員の確認を行うこととした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議・調査等を行うため。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公表</p>
傍聴者の数	<p>0名</p>
所管部署（事務局）	<p>環境部 環境政策課</p>

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

審 議 内 容

1 開会

事 務 局 : (開会 14時00分)

ただいまから、第1回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を開会いたします。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。

こちらにつきましては、皆様には資料1として、その写しをお配りしておりますが、画面共有のほうでも同じものをお示しさせていただいております。

本委員会はこの諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査審議を行い、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体、事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用、効果、管理能力など、総合的に各申請団体を比較検討し、評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者として御答申いただくものとなります。

本日を第1回とし、答申をいただきますまで全体で3回の審議をいただく予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、出席委員は5名全員が出席されておりますので、本日の会議が成立していることも併せてご報告いたします。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、次第、資料につきましては1～13の13種類、また、参考資料1～5の5種類となっております。

なお、事前に配付した資料のうち、資料3、4、5の一部に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。修正したものを御利用いただければと思います。

また、本日は資料の画面共有等で、できるだけ分かりやすい説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 案件

案件(1) 会長、副会長の選任について

事 務 局 : まず案件(1)「会長、副会長の選任について」でございます。

本委員会には、条例の規定によりまして、委員の皆様方の互選により会長、副会長をそれぞれ1名ずつ置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣いまして、適宜、法的また財務的な事項に御留意いただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして、活発な御議論をお願いしたいと考えております。

そうした観点から、会長を弁護士の本多重夫委員、また、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

会長に本多重夫委員、副会長には服部純子委員を選任いただくことを御承認いただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長、副会長より一言御挨拶をいただきたいと思ひます。

会 長 : 枚方市立火葬場指定管理者選定委員会の会長に選んでいただきました本多でございます。本委員会は指定候補者の選定を適正に行うために、枚方市立火葬場指定管理者選定委員会として、必要な調査審議及び答申をするために構成されたものでございます。

枚方市にとって最も適切な業者を候補者として選ぶために、先生方の専門的な知見をいただければ非常に有意義かと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副 会 長 : ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。本多会長を補佐し、会議の円滑な進行に努力いたしますので、皆様よろしくお願いいたします。

案件（２） 委員会の運営について

会 長 : それでは審議を進めてまいりたいと思ひます。

案件（２）「委員会の運営について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 : 今後の委員会を進めるに当たりまして、まず会議の公開・非公開について、会議録の作成方法と公表・非公表について、会議資料の公表・非公表について御決定いただきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

資料10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定（抜粋）」を御覧ください。

この規定ですが、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものとなっております。第3条の網かけした部分をご覧ください。本市では審議会の会議は公開するものとしております。

ただし、その下に記載しております（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議において御決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、これ以降、本委員会で御議論いただく内容につきましては、この第3条の（２）枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には資料の次のページを御覧ください。本市情報公開条例を抜粋して記載しております。本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものであり、会議を非公開とすることができるものと考えております。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

会議録の作成についてですが、規定の第6条第4項にありますように、審議の過程が分かるように発言内容を明確にして記録するものとされております。

これは、委員の皆さんの発言内容について全文筆記、または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

ただし、発言者につきましては、個人名を記載せず、会長、副会長、委員と表記させていただきます。どうかと考えております。

なお、会議録につきましては、事務局で作成し、全委員に御確認をいただいた上で、答申をいただいた後に公表する取扱いをさせていただいてはどうかと考えております。

最後に、委員会における資料についてですが、ただいま御説明いたしました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取扱いとしてさせていただいてはどうかと考えております。

ただし、本日の資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日の状況から、本市では公開しているという現状がございます。事前に委員の皆様には御説明させていただいておりますが、資料2「委員名簿」に記載しております内容と同程度の委員名と御職業を市のホームページにて公開させていただいております。

なお、事前に応募者が委員に接触することを防止することから、ホームページや募集要項において、接触した場合はその応募者を失格とする旨を掲載しております。

また、応募要領においても同様の要件を決定したいと考えております。

案件（2）の説明は以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。

ただいま事務局から委員会の公開等に関して説明がありましたが、委員の皆様から御質問もしくは確認されたい事項、御意見等がございましたら、自由に御発言ください。いかがでしょうか。

【質問等なし】

それでは、お諮りいたします。

本件について、まず委員会の会議は非公開とし、次に会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表することに御異議ありませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。御異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりで決定いたしました。

次に、委員会の今後の日程等につきまして、事務局から説明していただけますでしょうか。

事務局 : それでは、今後の日程等について御説明させていただきます。

参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」を御覧ください。

枚方市立やすらぎの杜の次期指定管理者につきましては、公募により選定を行っていただくことから、十分な調査、審議を行っていただくため、委員会を10月までに3回開催させていただきたいと考えております。

本日、第1回目の審議内容につきましては、施設の概要及び管理運営状況、また、募集要項の案や仕様書の案について御説明をさせていただき、委員の皆様から御意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいりたいと考えております。

また、後程、選定基準（案）についても御説明をさせていただきますので、御議論の上、確定していただければと考えております。

また、次回、9月27日開催予定の第2回選定委員会で実施する、申請団体によるプ

レゼンテーションの進行についても御確認いただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

その後、10月19日に第3回の委員会を開催し、各委員の評価結果を御確認いただき、委員の皆様の合意の上で御答申をいただければと考えております。

続きまして、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について御説明させていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」を御覧いただきたいと思います。

まず、1. 指定管理者制度の概要についてですが、指定管理者制度は従前、管理委託制度として公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営に係る委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度となっております。

本市におきましても、住民サービスの向上、また、より効率的、効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態といたしまして、現在16施設、57か所において指定管理者による運営を行っているところでございます。

従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度との相違点につきましては、資料の中ほどの表で示しております。説明は省略させていただきますので、後程、御参照いただければと思います。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会についてですが、本委員会は申請されてきた団体が、指定管理者の候補者として適当かどうか、審査・選定の上、御決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料にお示ししておりますとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。

それでは、資料の次のページを御覧ください。

本委員会の諮問対象である、枚方市立火葬場の選定内容について記載しております。こちらの表は、表の左から、選定方法などの区分、本施設における選定内容、そして備考欄として、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取扱いをそれぞれ記載しております。

まず、本施設の選定方法でございますが、指定管理者を公募することとしております。次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、火葬場につきましても5年間としております。次に、指定管理料、利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。こうしたことから、指定管理者は本市から支出する委託料をもって施設の管理運営を行うものとなります。これらにつきましては、5年前に同施設の指定管理者を選定した際と同様となっております。

以上が本施設の選定に際しての基本的な事項となっております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

案件（3）枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）の指定候補者選定について

① 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）の施設の概要及び管理運営状況について

会 長 : 続けて案件（3）の①「枚方市立火葬場の施設の概要及び管理運営状況について」御説明いただけますか。

事 務 局 : それでは、御説明させていただきます。

資料3「枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）の施設の概要及び管理運営状況について」を御覧ください。

本施設は、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営業務を行っております。

1. 施設の概要を御覧ください。

(1) 所在地、(2) 建物構造につきましては記載のとおりとなっております。

また(3)のとおり、平成20年5月1日から開設しております。

次に、(4) 主な施設内容ですが、地下1階には告別エントランスホール、告別ホール、告別室、炉前ホールのほか、制御室、残灰室等がございまして、地上1階には、待合ロビー、待合室、授乳室、軽食コーナー等がございます。

(5) 休館日ですが、こちらは1月1日となっております、(6) 開館時間につきましては9時30分から18時までとなっております。

次に2. 管理運営状況を御覧ください。

(1) 利用状況でございますが、ここでは現行の指定管理事業者が運営を行ってきた過去3年間の実績を記載しております。まず、①火葬件数でございますが、利用件数につきましては、令和元年度に5,241件だったものが年々増加し、令和3年度には5,878件となっております、約12%程度増加している状況でございます。

また、②待合室、霊安室の利用状況につきましては、資料にお示ししたとおりとなっております。

次に、資料の2ページに移らせていただきます。(2) 収支状況を御覧ください。

まず①の収入についてですが、こちらについては指定管理者の収入として、指定管理料を記載しております。令和元年度につきましては9,079万7,000円、令和2年度が9,175万9,000円、令和3年度は9,258万円となっております。

次に、②の支出についてでございますが、下の欄の合計のとおり、令和元年度が8,867万4,000円、令和2年度が8,839万9,000円、令和3年度が8,966万8,000円となっております。

収支の差額につきましては、③の表にお示ししたとおりとなっております。

続きまして(3)の予約システム登録状況ですが、火葬場予約システムを利用する際には登録が必要であり、希望する葬儀関係者が登録しているものでございまして、令和4年6月1日現在で195社が登録されております。

次に(4)の目的外使用許可の状況でございますが、軽食コーナーにおいて軽食を提供する事業者が、エクセル・サポート株式会社で、許可期限が令和7年3月31日までとなっております。清涼飲料水と冷凍食品の自動販売機設置事業者につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社となっております、許可期限は令和5年3月31日までとなっております。

次に、資料の3ページを御覧ください。ここでは(5)管理運営体制についてお示ししております。①管理事業者について、現在は五輪・日本管財グループが指定管理者となっております。こちらは火葬炉製造メーカーの株式会社宮本工業所の関連会社である株式会社五輪と、ビル管理などの建物の管理業務を行う日本管財株式会社のJVとなっております、代表団体は株式会社五輪となっております。

次に、②の管理運営体制を御覧ください。勤務時間は、施設の開館時間と同様で、9時30分から18時までとなっております。また、人員体制ですが、総括責任者を1

名置き、休暇等の不在の場合は代理者が総括責任者の業務を行っていただいております。

また、事務所内には必ず1名が滞在し、火葬場内管理といたしまして、告別及び収骨には、1件当たり1名以上、火葬中には炉室に1名以上が必ず従事しております。

また、車両誘導業務として、火葬場侵入口及び駐車場内に2名の職員を配置しております。

続きまして、③の休場日ですけれども、1月1日と、規定で市長が特別な理由があると認めた日としておりますが、これまでに特別な理由による閉場の実績はございません。

以上で案件3の説明となります。よろしく申し上げます。

会 長 : ありがとうございます。

委員の皆様方から御意見または御質問、あるいは確認事項ございましたら順に御発言いただけますか。

委 員 : 今回関係はないのかもしれませんが、これまでの火葬件数について、枚方市民は何割ぐらいなのでしょう。

事 務 局 : 5,878件のうち2割強が市外利用者で、残り8割が市内利用者となっております。
令和3年度でいいますと、令和3年度に亡くなられた市民の93%がやすらぎの杜を利用されていますので、基本的には市民はやすらぎの杜を利用いただいていると思っております。

委 員 : 8割が枚方市民とすると4,000人くらいでしょうか。枚方市の人口は40万人くらいですか。

事 務 局 : はい。

委 員 : 想像では3～4割が市外利用者かなと思っていました。わかりました、了解です。

会 長 : その他よろしいでしょうか。

委 員 : 資料3の2ページの収支ですが、令和元年度の人件費が5,260,000円となっておりますが、令和2年度以降10倍となっておりますが、理由はあるのでしょうか。

事 務 局 : 申し訳ございません。一部資料に修正がございまして、画面でお示ししている資料が最新となります。

委 員 : わかりました。

会 長 : 他の委員の皆様いかがでしょうか。

【意見等なし】

特になければ、以上とします。

案件(3) 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)の指定候補者選定について

② 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)指定管理者募集要項、基本仕様書について

会 長 : 案件(3)の②「枚方市立火葬場指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。本件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 : それでは資料4「枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)指定管理者募集要項(案)」、資料5「枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)の基本仕様書(案)」について御説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類の内容などといったルールや手順を記載した書類となっております。

また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容、仕様を記載した書類となります。

先ほど説明いたしましたとおり、本日これらの内容について委員の皆様から御意見等をいただき、市におきまして内容を決定し、公募の手続を進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。資料4「枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者募集要項」を御覧ください。前回の指定管理者の募集要項から大きな変更はございませんので、要点のみ御説明をさせていただきます。

まず、1 ページの1. 対象施設としまして、対象となる施設の概要を記載しております。

次に2. 業務の範囲・内容ですが、こちらにつきましては基本仕様書と内容が重複しますので、後程御説明をさせていただきます。

なお、記載をしている業務のうち、※印のある業務は第三者に委託することはできないものとしております。例えば、(2)火葬炉設備維持管理業務のうち、②日常点検・保守業務の※印につきましては、指定管理者による修繕が困難な場合は、協議により外部委託も認める旨を明記したものであり、日常的な点検や保守業務は指定管理者の責任で行っていただくことを想定しております。

2 ページを御覧ください。3. 管理の基準についてでございますが、(2) 開場時間の下の枠内を御覧ください。現行、1日の最大火葬件数を18件としておりますが、今後さらに火葬件数の増加が予想されることから、次期指定期間につきましては1日の最大火葬件数を20件といたします。

指定期間につきましては、4. 指定期間に記載のとおり、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年といたします。

次に3 ページを御覧ください。5. 提案上限額は、5か年の指定管理料の合計額として4億6,127万円としております。この提案上限額の積算根拠につきましては、参考資料3を御覧ください。積算につきましては、現行の指定管理期間による平成30年度から令和4年度における単年度平均の指定管理料を基本とし、この間の社会情勢や施設の老朽化等の現状を加味した上で行いました。基本となる指定管理料の算出についてですが、真ん中、左側の表を御覧ください。こちらは平成30年度から令和4年度の指定管理料になります。令和2年度、令和3年度には新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の火葬を閉館後に実施していたことから、火葬執行に伴う人件費を補填しております。このことから、基本となる指定管理料としては、補填額を除いた右側の表の合計額から平均を算出し、単年度平均指定管理料は9,117万5,400円といたしました。

次に、この間の社会情勢や施設の老朽化等の現状について加味した主な内容は、点線で囲った枠の5点になります。

まず、先程も御説明させていただきましたとおり、次期指定管理期間からは1日の最大火葬件数を20件に増枠するため、それに対応するための人件費の増額、次に、施設の老朽化に対応するため設備補修額増額、なお、30万を超えるような高額な修繕につきましては、従前どおり市が負担いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策費の増額、これはマスクや消毒液など、主に消耗品の追加となります。

次に、電気料金につきましては、これまでは指定管理料に含めておりましたが、昨今の電力市況の悪化や電力需給逼迫、ウクライナ情勢の影響など、様々な理由で電力料金の値上げは続いていることから、次期指定管理期間につきましては、電気料金は市で負担するように変更、最後にこの間の予算額に対する実績額から施設管理費を精査し、減額をしております。

これらの要点を踏まえまして、一番下の表に記載のとおり、今回の指定管理料上限額を4億6,127万円、単年度平均としましては9,225万4,000円と算出いたしました。

恐れ入りますが、資料4の3ページにお戻りください。今回の指定候補者募集に当たりましては、前回同様、調査基準価格を設定しております。当該基準価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額で適正な業務履行が可能かどうか、申請者から調査書類の提出を求めるなどして、指定管理者選定委員会において審査をするものとしております。

この調査に際しましては、数値的判断基準値を設けており、申請者の提案額の平均の85%を下回った場合は失格といたします。

続きまして、7. 行政財産目的外使用許可の取扱いについてですが、1階の軽食コーナーでの軽食販売と、自動販売機の設置につきましては、指定管理業務とは別の業者が行う旨の記載とあわせ、利用者へのサービスとしては欠かせない事項になりますので、指定管理者の協力を要請しております。

次に、8. 指定管理業務従事者通勤車両の駐車スペースについてですが、従事者の駐車スペースは前回同様に確保はできませんが、通勤に使用する自転車やバイクにつきましては、現行、施設の運用に支障のない場所への駐輪を認めていることから、別途協議とさせていただきます。

4ページを御覧ください。9. 備付けの備品・物品等一覧につきましては、備品等の管理については記載のとおりであり、各施設の備え付けの備品・物品の一覧は18ページの別表1に記載しておりますので、後程御覧ください。

次に、10. リスク分担につきましては、20ページの別表2、リスク分担表を御覧ください。こちらはリスクの種類、リスクの内容及び負担者についてまとめた表となっております。先程、指定管理料の提案上限額の設定で御説明させていただきましたように、電気料金につきましては、この表の1行目のリスクの種類、物価変動を御覧ください。リスクの内容及び負担者につきましては、上から3行目の光熱水費の物価変動に伴う経費の増（ガス及び電気使用量）としまして、負担は市となる旨を記載しております。その他、指定管理者の責めによらない場合、市の負担とするなど、リスクの内容によって分担を明確にしております。

4ページへお戻りいただけますでしょうか。11. 提案に当たっての確認事項でございます。こちらは後程審議をしていただきます、枚方市立火葬場指定管理者選定基準に関わる内容となりますので、詳細はその際に御説明をさせていただきます。

次に、6ページの中ほどを御覧ください。13. 経理に関する事項の（4）光熱費についてですが、先程御説明いたしました電気料金のほか、火葬と空調に使用するガス料金につきましては、火葬件数の増加に伴う使用料金の増加や、施設等による変動要素が多いこと、また、単価の変動などもございますので、指定管理料への試算が困難な

ため、前回と同様、ガス代につきましても市が支払うこととしております。

また、7ページの(6)災害対応等に係る経費及び(7)感染症対策に係る経費につきましては、枚方市指定管理者制度に関する基本指針に基づき、災害時における市と指定管理者の費用負担や、感染症への対応について項目を追記しております。

次に、8ページを御覧ください。14.申請者の資格については、火葬に係る委託業務または火葬場の指定管理者のいずれかを2年以上行った経験があり、火葬場の管理運営業務知識を有するものいたします。

9ページ下段の15.指定管理者の義務では、本市火葬場条例や関係法令の遵守並びに秘密保持義務、情報公開への対応、施設利用者等からの意見・要望への対応など、指定管理者の果たすべき義務について記載をしております。

次に、11ページを御覧ください。16.提出書類ですが、こちらにつきましては12ページの表を御覧いただけますでしょうか。今回より、申請書類の種類及び制限枚数をお示ししております。これは、各申請団体に対して一定の提出枚数を示すことで公平な申請となるよう配慮したものでございます。また、13ページには17.複数法人等が構成するグループ(JV)で申請する際の留意事項について記載をしております。

続きまして、18.募集要項、指定申請書、様式等の配布ですが、記載のとおり7月12日火曜日から9月7日水曜日までの間、配布場所は環境政策課としておりますが、こちらはホームページからもダウンロードが可能となっております。

次のページに移りまして、施設及び設備に関する竣工図面、取扱説明書等の閲覧につきましては、配布と同じ期間中の10時から15時としております。

19.施設説明会及び質疑期間につきましては、現地での施設説明会を7月20日水曜日に予定しております。質疑期間は7月20日水曜日から7月27日水曜日の17時までとし、質問方法はメールに限定をしております。回答は、原則枚方市ホームページに掲載することと予定しております。

次に、20.申請書受付の期間ですが、こちらは8月3日水曜日から9月7日水曜日までの期間で、環境政策課へ持参することとしております。

次に、15ページの21.選定について、では、本選定委員会の構成やプレゼンの実施などを記載しており、(4)留意事項の③において、申請団体が選定委員へ接触することを禁止する旨についても触れております。

16ページには、26.その他といたしまして、指定管理者においても、本市におけるSDGsの取組指針に沿った管理運営を行っていただくよう記載をしております。

続きまして、21ページの別表3、管理運営状況一覧を御覧ください。現行の管理運営体制と次期指定期間における管理運営体制を記載しているものとなっております。変更としましては、先程も御説明させていただきましたが、火葬場内管理に記載のとおり、1日の最大受入れ件数を令和5年度以降は20件と変更しております。

次に30ページの「(別紙1)事業計画確認事項一覧」、こちらについて説明をさせていただきます。この書類は、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているもので、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなっております。左端から、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しており、申請団体はその右隣の提案内容の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋、または要約する形で記載し、一番右の欄に、事業計画書で当該提案内容が記載されているページ数を記載していただくこととしております。この確認事項一覧は、申請団

体自らが作成するものであり、市では一切手を加えることはございません。委員の皆様には審査をいただく対象は、あくまで事業計画書そのものではございますが、事業計画書が膨大な内容となることもありますので、この資料を審査に御活用いただけたらと考えております。

続きまして、資料5「枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）管理運営業務基本仕様書（案）」について、御説明をさせていただきます。この仕様書は、火葬場の管理運営に当たっての原則的な条件を記載したもので、この仕様書を踏まえて指定管理者は効果的かつ効率的な施設の管理運営を実施するものとしております。基本仕様書につきましても、前回とほぼ変わりはありませんので、要点の説明とさせていただきます。

まず1ページの2. 業務対象施設の一番下の行、指定管理業務対象施設の予測火葬件数を御覧ください。これまでの実績を基に、5年後の指定管理最終年度の火葬件数等を予測したものでございます。

次に、2ページの4. 業務実施方針は、指定管理者が業務を行う上での方針を、3ページの5. 関係法令の遵守には、火葬場を運営するに当たって遵守しなければならない関係法令や参考文献等を記載しております。

次に、5ページの7. 安全管理についてを御覧ください。（2）緊急時・災害時の対応としまして、次のページの⑩を新たに記載しております。内容としましては、本施設は災害時の避難所には指定はされておりませんが、災害発生時には初動対応や市が行う災害への対応に協力することと示しております。

次に、9ページを御覧ください。業務要求事項といたしまして、指定管理者が指定管理業務を実施するに当たり、本市が求める必須事項を記載したものでございます。

また、13ページの③になりますが、感染症対策業務を追加し、施設内における感染予防対策の具体的な内容を示すとともに、下から4行目のウ、新型コロナウイルス感染症に罹患した遺体の火葬につきましても、新たに追加をいたしました。

それでは、14ページを御覧ください。（8）その他、必要な管理運営業務としまして、これまでも実施しておりましたが、報告書の作成やモニタリングの実施について、改めて明記をさせていただきました。

次に、16ページを御覧ください。火葬場の運用時間帯につきましても、次期指定期間より1日の最大受入れ件数を20件に増枠をいたしますので、一例としてこの表を基に火葬業務を行っていただく予定としております。

次に、ここから3ページほどおめくりいただいて、火葬炉保守点検等作業表を御覧ください。真ん中の表には、指定期間中に予測される30万円以下の維持補修費といたしまして、単純に予測される修繕改修項目の記載とあわせて、年次中に行う炉台車耐火材の張替えなど、大規模工事については市で行うことを明記しております。

次に、1枚おめくりいただきまして、火葬運営業務標準仕様書ですが、これは指定管理者が火葬に係る業務を行う上で最低限必要な水準について記載をしたものでございます。

続きまして、枚方市立火葬場施設概要、こちらにつきましても、施設ごとの概要や、主要電気設備メーカーの一覧、主要機械設備の一覧、建設設備等保守点検作業表、清掃要領等について記載をさせていただきます。

なお、17ページ、こちらには車両誘導業務及び駐車場管理業務要領を、18ページに

は機械警備業務詳細仕様書を記載し、最後に建物図面を添付しております。

次のページには、別紙といたしまして個人情報の保護に関する特記仕様書を添付しております。これは、指定管理者が個人情報の取扱いに際し遵守しなければならない内容を記載したもので、具体的にはこの特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者及び個人情報の取扱いに従事する者、こちらを定めて市に届け出ること、作業従事者に対しては、教育研修を適宜実施すること、知り得た情報はほかに漏らしてはならないことなどについて記載をしており、指定管理者は作業従事者に対して誓約書を提出させなければならないと定めております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

会 長 : ありがとうございます。私から1点教えていただきたいのですが、募集要項12ページに事業計画書の枚数制限を記載されていますが、これ以外にパンフレットや色刷りの綺麗な資料を添付される業者もおられるかと思いますが、このような資料は認めないという趣旨でしょうか。

事 務 局 : パンフレットなどの資料については、「その他」として5枚以内という目安を示しております。

会 長 : わかりました。委員の皆様、御自由に御質問ください。

委 員 : 新型コロナウイルス感染症の問題があっても、あまり影響がなかったという印象を受けていますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

事 務 局 : 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の火葬については、時間外に対応していただきましたが、通常の運営が滞るといったことはなく運営できたと思っております。

委 員 : 大変よかったですと思います。現場の方の努力に感謝いたします。

先程、会長よりお話があった枚数制限についてですが、付録といった資料は一切認めないとは思いますが、仮に何か資料を添付されてきた場合は受理する、もしくは受理して失格にするのか、どうなるのでしょうか。

事 務 局 : 今回から枚数制限をしているのですが、あくまで目安として、1枚、2枚超えたから失格ということにはしない運用ができればと思っています。

委 員 : 超えてはならない枚数と目安の枚数で、事業者によって認識の違いがあると、後々問題になると思いますので、数字を記載したからには厳密に枚数を管理されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 : 他の委員のご意見はいかがでしょうか。

委 員 : 枚数制限をされるのであれば、それを超えたものについては受付をしない、もしくは失格とすると明記されるほうが良いかと思ひます。

会 長 : 他の委員のご意見はいかがでしょうか。

委 員 : 記載している枚数を超えてはいけないと明記した方がわかりやすいかと思ひます。また、その他が5枚以内という点については、パンフレットを1冊でも添付されると枚数制限をオーバーしてしまいますし、具体的なイメージがつきにくいように感じます。

会 長 : 副会長いかがでしょうか。

副 会 長 : 過去の例で言いますと、複数社が競合されると、会社説明や過去の実績などのパンフレットをたくさん添付される事業者もいらっしゃるのでは、平等になるようにルールを設けていただいた方がよいかと思ひます。

会 長 : ありがとうございます。委員の皆様の御意見を伺っていると、枚数制限に対する事業者の捉え方に違いが生じては不公平になりますので、その他の5枚以内を含め、枚数制限は厳格にすべきではないかといった御意見が主だったかと思います。事務局の皆様いかがでしょうか。

事 務 局 : 委員の皆様の御意見のとおり、枚数制限は厳格にしていきたいと思いますが、「その他」については「5～10枚程度」などとぼやかしてはどうかと考えています。委員の皆様いかがでしょうか。

委 員 : 10枚程度ということでしたが、A4サイズ片面を1枚換算とされていますので、もう少し緩くしてもいいかもしれません。「程度」という言葉は使わずに、例えば「10～12枚」とした方がいいと思います。

パンフレットや全体をまとめた冊子など、何を添付されてくるかわかりませんので、その他については、下限も設けたほうがいいかもしれません。

会 長 : 下限とはどのような御趣旨でしょうか。

委 員 : 事業者として訴える資料を提出しなければならないという最低限の基準を周知するためにという趣旨です。

会 長 : ありがとうございます。他の委員のご意見はいかがでしょう。

委 員 : 提案する側が誤解のないようにした方がいいと思いますので、上限枚数は必要と思います。

委 員 : 私も上限は設けられた方がいいかと思います。その他については、注意書きで、パンフレット等と記載するとわかりやすいのかと感じました。

会 長 : ありがとうございます。他の委員の御意見はいかがでしょう。

委 員 : 一般的な会社案内を添付される事業者も多いと思います。A4のフラットファイルで収まる事業者、大きなリングファイルで添付される事業者、様々いらっしゃる中で、どう記載するか難しいですが平準化したほうがいいと思います。

会 長 : ありがとうございます。その他とは、何を意味しているのか、枚数制限については、「何枚から何枚まで」、「何枚まで」、「何枚くらいまで」、また、注意書きとして総ページを記載するのを含めて、事務局で御検討いただけますでしょうか。

事 務 局 : 「その他」については、利用者サービスを維持向上させる具体的な取組みの提案として確認事項を設けており、この項目に係る過去の事業計画書の提出状況を確認していますと5枚程度だったため、5枚以内といたしました。この点につきまして、先程、「その他」としてパンフレットなどの資料を5枚以内とするとご説明しましたが、訂正をさせていただきます。

なお、パンフレットなどについては、「その他」の5枚以内に含むのではなく、枚数制限をしない方向で考えておりましたが、パンフレットや会社案内などについても枚数制限が必要なのではないかといった御議論がありましたので、過去にどのような書類がどれだけ添付されているのかを調べた上で内容を検討し、メールにて情報提供させていただいてよろしいでしょうか。

会 長 : その他とは、パンフレットや会社案内を想定していましたが、只今の事務局の御説明によると、利用者サービスを維持向上させる具体的な取組みに関する書類ということですね。そうすると、パンフレットや会社案内については制限を設けない形になりますが、先程の委員の皆様の御意見を総合すると、パンフレット等についても何らかの形で制限を設けたほうがいいのではないかといった趣旨の御意見が多かったように

思います。過去の状況を踏まえた上で、事務局で精査、検討していただけますでしょうか。

事務局： メールでの情報提供になるかと思いますが、提示させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長： よろしくお願いたします。それ以外の部分で御質問等がありましたら、御自由に御発言ください。

委員： 枚方市側もしくは指定管理者側の話なのか判断がつかないのですが、電気代とガス代については、枚方市で負担する方向とのことでしたが、使用料は今までどおりなのか、指定管理者が使用料を上げるのか下げるのか、どのような認識をもっておけばいいのか教えていただけますでしょうか。

事務局： 使用料につきましては、市で決定しております。

委員： 電気代とガス代を枚方市で負担し、今までの使用料のままで収支が成り立つのか、少し不安なのですがいかがでしょうか。

事務局： 決まった指定管理料の中で運営していただくのですが、ガス代については2か月単位で単価の変動があるため、そのことによって指定管理業務が滞ってはいけないという観点から、これまで市の負担としていました。昨今のウクライナ情勢を含め、これまで指定管理者の負担としていた電気代についても、かなり単価が上がってきている状況にあり、火葬業務を圧迫することがあってはならないため、次期指定管理期間から、電気代についても市の負担としました。全体の収支として、当然市の負担が増えてきますが、市の施設を運営するにあたっては絶対必要な経費と判断し、市で負担するという方向となりました。

委員： ありがとうございます。

会長： その他に御意見等ございましたら、御自由に御発言ください。

委員： 新型コロナウイルス感染者の火葬について確認させていただきたいのですが、新型コロナウイルス感染症のガイドラインにおいては、夜間火葬はあまり推奨されておらず、可能な限り御遺族へ顔見せ等を行うように記載されておりました。今、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されるかもしれないと議論されており、いつまで夜間火葬を続けていくのか、今後どう対応していくべきか疑問に思っているところです。資料を拝見していると、夜間火葬を前提として記載されておりましたので、弱毒化が進めば、一般の火葬で対応することも十分考えられるので、少し強い記載の仕方かなという印象を受けました。

事務局： 今後の新型コロナへの対応については、非常に微妙なところではありますが、現在の状況が続く限りは、一般の火葬とは完全に分離せざるを得ないと考えております。

ただ、状況が変わる中で、区分が変われば一般火葬に変えていくなど柔軟に対応していきたいと思います。また、御遺族への配慮として、お別れの時間を取っていただいたり、希望があれば拝顔をさせていただいています。

委員： 記載方法については、今おっしゃっていただいた趣旨を反映した形で、多少柔らかい表現にすることは可能なのでしょうか。

事務局： 現在の資料の表現で、柔軟に対応していくということを示したつもりなのですが。

委員： 指定感染症の期限が本年1月31日で切れたままとなっており、5類に移行するか厚労省が判断を迷っている状況にありますが、これは、業者と行政での考え方の乖離が原因と聞いております。業者としては、命を守るために安全に対応したい、一方、行

政はガイドラインに基づいて化学的・医学的に問題ないため立ち合いしても良いという考え方だと思います。こうするべきといった意見ではなく、情報提供で止めていただければと思います。失礼いたしました。

会 長 : 文言的にはそのまま、取りあえずよろしいですか。

委 員 : はい、結構です。

会 長 : 分かりました。他にこの募集要項あるいは仕様書について御意見等ございませんか。特におありでなければ、先程のパンフレット等の制限内容については、事務局で調整後、メールで各委員に報告をしていただき、先生方から異論がなければ、その内容で進めていただきたいと思いますと思いますが、先生方よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

それでは、それ以外で募集要項及び基本仕様書について、御説明いただきました内容で進めていただきたいと思いますと思いますが、御意見ございませんでしょうか。

【異議なし】

それでは、御賛同いただいたということで、以上とします。

案件（3）枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）の指定候補者選定について

③ 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定基準について

会 長 : 案件（3）の③「枚方市立火葬場指定管理者選定基準」について、御説明ください。

事 務 局 : それでは、枚方市立火葬場指定管理者選定基準について、御説明をさせていただきます。資料6「枚方市立火葬場指定管理者選定基準（案）」を御覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。

まず1. 指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方としまして、申請団体から提出された指定管理料提案額、そちらの金額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性、実現性、確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に2. 選定委員会の審議体制、3. 審議・評価の方法についてはそれぞれ記載のとおり、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を御審議いただき、評価を決定していただく旨を記載しております。

次に4. 選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知するほか、選定の概要等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページを御覧ください。選定委員会における審議の内容について御説明をいたします。

まず1. 内容審査についてでございますが、資料の4ページを御覧ください。事業計画に関する内容審査の表の一番左の要求事項を単位としまして、5段階で評価をしていただきます。詳しい手順は、後程、別の資料により御説明をさせていただきますが、各委員には要求項目ごとに1～5までの5段階で評価をしていただきます。その後、要求項目ごとに選定委員会としての評価を合議制による5段階評価点を決定いた

だき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出いたします。内容審査は 600 点満点としております。

2 ページにお戻りください。次に、指定管理料につきましては、一番下のほうに記載しております指定管理料の得点化計算式によりまして得点化を行うこととしており、申請団体から提示された指定管理料の合計額のうち、最も低い額を提示したものを満点の 400 点とし、2 番目に低い額との差を 400 点から差し引きして点数化するものとしております。

次に、3 ページ、総合評価についてですが、内容審査の得点と指定管理料の得点の合計を申請団体の総合評価点とし、総合評価点の高い事業者を指定候補者として選定する、総合評価方式で行っていただきたいと考えております。

審査、評価方法に係る考え方の詳細につきましては、参考資料 4 「資料 6 指定管理者選定基準（案）に係る補足説明資料」により御説明をさせていただきます。

一部、先程の説明と重複いたしますが、まず指定候補者の選定に当たりましては、申請団体が提出する事業計画書の内容審査による得点の 600 点、申請団体から提示された指定管理料の得点化による 400 点、こちらの合計 1,000 点満点とする総合評価方式とし、指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を 400 点、その他の申請団体の得点は、資料記載の計算式により算出するものです。

内容審査につきましては、資料 1 ページ目の下段に記載しております、算定基準（抜粋）のとおり、①経営方針や②指定管理者の指定を申請した理由といった、要求事項を単位として 5 段階で評価を行っていただきます。

2 ページを御覧ください。評価に係る具体的な手順を示しております。まず、行程①といたしまして、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかを御確認いただけます。確認に際しましては、先程、募集要項に係る御説明をさせていただいた際に御覧いただきました、「(別紙 1) 事業計画確認事項一覧」を御活用ください。この事業計画確認事項一覧には、本市が求める確認事項に対する申請団体からの提案内容が記載されており、また事業計画書の何ページに記載されているかを御確認いただける資料となっております。

次に 3 ページを御覧ください。行程②といたしまして、先程の事業計画確認事項一覧などを用いて、事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかの判断をしていただき、委員御自身の評価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで確認事項を満たしているかどうかの判断が困難な場合や疑問点がある場合につきましては、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、御確認、御判断いただきますようお願いいたします。

その上で、パターン①といたしまして、本市が求める基礎的事項である確認事項を満たしている場合、まず基礎点の 3 点の評価が確定します。続いて加点事項に該当するかどうかの御確認、御判断をいただくこととなります。加点事項とは、申請団体の提出する事業計画書において、確認事項を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。内容につきましては、資料下段の図、資料 6 . 算定基準（抜粋）の赤色の四角で囲んでおります列に記載をしております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容全てを満たす提案が行われている場合、例えば①の経営方針において 1～4 の加点事項が全て満たされている場合は 5 の評価となり、一部の項目が満たされている場合は 4 の評価となります。

次に4ページを御覧ください。次にパターン②といたしまして、確認事項を満たしていない場合の取扱いでございます。確認事項を満たしていない場合は、3点の評価とはならず、減点に係る評価である、2もしくは1の評価の御判断をいただくものとなります。それぞれ2の評価は、確認事項についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、1の評価は確認事項についての記載がない、または確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。

しかしながら、申請団体のプレゼンテーションで内容が不明確であった部分が明確になった場合などには、評価の見直しの御判断をしていただきますようお願いいたします。

5ページを御覧ください。行程③といたしまして、第2回の委員会での申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員による評価を行っていただきましたら、その内容を事務局で取りまとめをさせていただきます。

最後に、行程④といたしまして、第3回の委員会で各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様には、その結果を基に御議論をいただき、要求項目ごとに選定委員会としての評価を決定していただきます。評価集計表、内容審査のイメージの表を御覧ください。事務局にて各委員の評価を取りまとめさせていただいた表となっております。この表は申請団体ごとのAからEで表記しております各委員の評価と、それらの平均により算出した仮の評価と得点を記載しております。この仮の評価結果について、要求項目ごとに委員会としての評価を合議により決定いただきます。委員会としての評価が決定しましたら、事務局において要求事項ごとの配点に評価に応じた乗率をかけ、要求ごとの特典と内容審査の合計点を算出させていただきます。また、指定管理料の額に対する得点をこれに合算した総合評価点及び順位を記載した評価結果を委員会で確認し、最終決定をしていただきます。

以上が審査評価に係る大まかな流れとなっております。

なお、次のページには、参考としまして要求事項ごとの得点化に係る評価の基準と、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には1～5段階の評価を御記入いただく分と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様で御議論、御発言いただく際に御活用いただければと考えております。

資料6にお戻りいただけますでしょうか。4ページから7ページにかけての事業計画に関する内容審査を御覧ください。前回の申請内容と大きな変更はございませんが、要求事項としましては大きく6つの事項に分けております。

まず4ページですが、1. 申請団体の経営方針等に関する事項につきましては、①経営方針については、1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がされているか、2. 育児休業や介護休業等の法律に規定される休業制度が確保されているかどうか、その他、②指定管理者の指定を申請した理由、③経営の継続性・安定性についての確認事項と加点事項となっております。

次に5ページですが、2. 施設の経営方針に関する事項としては、①施設の現状に対する考え方及び将来展望、②施設運営に関する計画についての確認事項と加点事項となっております。

次に6ページの3. 施設の管理に関する事項、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、7ページの5. 緊急時における対策に関する事項及び加点事項とな

っております。

最後に6. その他といたしまして、利用者サービスを維持、向上させる具体的な取組についての確認事項となっております。

指定管理者選定基準の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会 長 : ありがとうございます。選定基準に関しまして、委員の先生方、疑問な点、御意見、御確認されたい点、御自由に発言していただけますか。

委 員 : 資料6の2ページの「柔軟な発想」というのが気になったのですが、(1) 市民サービスの向上につながるのかと、(2) 柔軟に対応できる適切な提案内容となっているか(3) 実現性があり条例・規則に沿ったものであるかですよね。(2)は何故このような表現になったのでしょうか。

事 務 局 : この表現については、指定管理者を公募するときの市全体の考え方となりますので、やすらぎの杜に合致する内容かという点と難しいと思います。

例えば、やすらぎの杜でいいますと、小さいお子さんや御高齢の方が来られた際の市民サービスについて、新たな提案があれば、その点について評価をしていただければと考えています。また、他の遺族の方とお顔を合わすことのないような配慮をされている火葬場もあると思います。そのような我々が思いつかないような観点から、こうすればより遺族の方に配慮できるというような提案をしていただいた場合には、加点として考えていただければと思っております。

委 員 : 火葬は伝統的な行事ですので、突然新しいことを柔軟な発想で持ち込まれても、選定する我々も困るので難しいと思います。

説明をお聞きしながら、これは市役所的な表現なんだろうなと思って聞いていました。市役所的に「柔軟」という表現が必要で、項目を3つ起こさなければならぬのであれば、「状況の変化に応じて柔軟に対応できるか」などといった内容にさせていただけたらどうかと思っております。新しい柔軟な発想を火葬場へ持ち込むことは私は反対です。

会 長 : 他の委員の皆様はいかがでしょう。

委 員 : 御意見はごもっともですが、柔軟な発想を評価するのは非常に難しいと思います。具体的に示されている方が私もいいと思います。

委 員 : 委員がおっしゃるように、「柔軟な」という表現でいいのかなと感じました。「柔軟な」という言葉は、ポジティブな印象を受けるのですが、別の類義語に置き換えてもいいとも思いました。

会 長 : ありがとうございます。柔軟な発想を持ち込んではいけない、踏み込んではいけない部分が必ずあると思います。おそらく、その部分に柔軟な発想を持ち込んではいけないという委員の皆様の御意見かと思いますが、副会長いかがでしょう。

副 会 長 : 他の案件も審査させていただいていますが、公園やイベントホールなどの管理だと柔軟な発想は必要ですので、典型的なところで記載されているのかと思います。利用者に対するサービスとか心配りへは新しい発想があればいいのですが、火葬場の管理事業者を選定する上では、あまり必要ではないのかなと、皆様の御指摘を受けて思いました。

会 長 : 事務局はいかがでしょう。

事 務 局 : 委員の皆様、御意見ありがとうございます。先程、私が説明した内容は、どちらかというとサービスの向上につながるかという点なのですが、特に今回の新型コロナ感染拡大といった全く想定していなかった事態の中で、様々な対応が必要で、これまでと

は違った提案があれば評価をするといったように、「状況に応じた適切な対応が可能か」などと置き換えてもいいのかと感じました。

会 長 : 副会長がおっしゃったように、柔軟な市民サービスについては、(1)で記載されているんですね。(2)の柔軟な発想については、委員がおっしゃるように、状況の変化によって柔軟な対応ができるかという点で、表現をまとめたという事務局の見解かと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 : ありがとうございます。柔軟という言葉は残しつつ、穏やかな表現にまとめていただきたいと思います。

会 長 : それでは、事務局で文言を考えていただき、委員の皆様にもメールを送っていただけますか。

事 務 局 : わかりました。よろしく願いいたします。

会 長 : 私から1点気になる所があるのですが。書類には記載されていなくて、プレゼンテーションで加点に値するようなことが出てきた場合はどうするのでしょうか。

事 務 局 : 書類に記載されていない内容を、プレゼンテーションで説明されるようなことはないと思いますが、書類の内容の補足を説明されることはあると思います。プレゼンテーションでの補足や、加点事項に値する説明があった場合には評価していただいて結構です。

会 長 : 例えば、プレゼンテーションを受けて、委員がここの確認事項が抜けているがどうでしょうか、などと質問をして回答があったときには認めず、自らの説明によって確認できた部分は認めてあげてもいいというような感じでしょうか。

事 務 局 : 抜けている部分を質問するのではなく、色々な質問の回答の中で考え方が見えてきたりすれば評価してもいいのかと思いますが、あえてこちらから確認する必要はないと思います。

会 長 : 私もそう思います。非常に細かい点になりますが、自発的な発言は評価するといった取扱いでよろしいでしょうか。

また、委員が御指摘いただいたように、柔軟な発想の表現については、事務局で御検討いただき、各委員にもメールを送っていただけますでしょうか。

事 務 局 : わかりました。

会 長 : それでは、案件(3)の③は以上とします。

案件(4)プレゼンテーションの実施方法について

会 長 : それでは案件4「プレゼンテーションの実施方法について」、事務局から御説明いただけますでしょうか。

事 務 局 : それでは、案件「プレゼンテーションの実施方法について」、御説明させていただきます。

まず、日時につきましては、9月27日火曜日、午前9時30分から、場所は、枚方市役所別館4階特別会議室で実施予定でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、評価方法等について事務局からご説明をさせていただき、評価の観点や考え方等、共有すべき事項について協議をしていただいた上で、申請団体のプレゼンテーションを実施させていただきたいと考えております。

プレゼンテーションのタイムスケジュールにつきましては、1団体につき、準備の

時間を除いて 10 分間のプレゼンテーションを行っていただきます。その後 15 分程度、質疑時間をお取りしますので事前に確認していただいた資料や当日のプレゼンテーションに係る質疑を申請団体に直接行っていただければと思います。

申請団体退室後には、事務局への質疑の時間を 10 分程度予定しており、合計で 1 団体につき約 35 分を予定しております。

なお、複数の申請があった場合のプレゼンテーションを行う順番は、申請受付順とさせていただきます。どうかと考えております。

ここで、申請団体が 1 団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から御提案がございます。

本委員会の開催日程については、当初、全 3 回とご説明させていただいておりますが、申請団体が 1 団体のみであった場合には、本来、第 3 回の委員会で予定をしております評価、合議、答申について、第 2 回の選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただければどうかと考えております。

この場合、第 2 回の選定委員会で答申をいただくこととなりますので、第 3 回の選定委員会の開催はしないということになりますがいかがでしょうか。

以上で、プレゼンテーションの実施方法についての説明と御提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 : ありがとうございます。最初にプレゼンテーションの配分時間、業者の順番等の御説明でしたが、よろしいでしょうか。

委 員 : プレゼンテーションのフロー図を見ていますと、所要時間を合計すると 35 分になりません。

事 務 局 : 申請団体退出の所が 15 分と記載しておりますが、ここが誤っておりますので訂正いたします。申し訳ございません。

委 員 : わかりました。ありがとうございます。

会 長 : 申請団体が 1 団体だった場合ですが、第 2 回選定委員会で答申まで終えてしまおうという御説明でしたが、やはり第 3 回選定委員会も開催すべきと思われる委員の方はいらっしゃるのでしょうか。1 団体の場合は第 2 回選定委員会で答申まで終えてしまうということで御異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

それでは、事務局の御提案どおり、申請団体が 1 団体の場合は、第 2 回選定委員会で答申まで終えてしまうということで、よろしくお願いいたします。

案件 (5) その他について

会 長 : それでは、案件 (5)「その他について」、事務局から御説明をお願いいたします。

事 務 局 : それでは、参考資料 5「評価メモについて」御説明いたします。

確定した募集要項・仕様書等につきましては、7 月 12 日からホームページ等で公表し、説明会、質疑応答などを経まして、8 月 3 日から、応募書類の受け付けを行う予定としております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様にもメール等で申請状況等を報告するとともに、申請団体から提出された申請書類一式を郵送で送付させていただきます。

その際に、参考資料5でお示ししております「評価メモ」をあわせて、送付いたします。この資料は、先程、「案件（3）」でご説明いたしました、各団体から提出されます、「(別紙1) 事業計画書確認事項一覧」の記載内容に、空欄の「評価メモ」欄と評価欄を追加したものとなります。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただく際に、疑問点等につきまして、メモ書きするなど、評価メモ欄をご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただくときに、申請団体ごとに、評価コメントを作成いただきたいと思いますと考えております。この「評価メモ」欄への記載内容は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。資料の説明は以上です。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、先程、御確認いただきましたが、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、答申をいただいてから公表することとなっております。

誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、併せまして、よろしくお願いいたします。

最後に、繰り返しとなりますが、次回の枚方市立火葬場指定管理者選定委員会は、9月27日火曜日9時30分から、Web開催ではなく、市役所別館4階の特別会議室にてプレゼンテーションを行いますので、こちらへ来ていただくということによりよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様の中で現地視察をご希望される方がいらっしゃいましたら、第2回選定委員会開催前の日程で調整をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。プレゼンテーションまで時間がありますので、視察、確認を希望される方は、事務局まで御連絡いただければ対応させていただきます。

ただし、やすらぎの杜の運営の都合上、視察いただく時間は16時以降となりますのであらかじめご了承ください。以上です。

会 長 : ありがとうございます。本日の日程はすべて終了いたしましたので、第1回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を閉会します。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、また、お暑い中、当委員会の運営に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。次回もよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

(閉会 16時00分)